

芽室町総合情報誌「すまいる」有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町が発行する芽室町総合情報誌「すまいる」(以下「すまいる」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)について、必要な事項を定めることにより、町の新たな財源の確保、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 「すまいる」に掲載する広告について、公共性と町民の保護を目的として、次の各号に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で虚偽のないもの
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 関係法規と社会秩序を守るもの

2 掲載された広告の責任については、町は責任を負わない。

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 「すまいる」の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか「すまいる」に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、町内に事業所等を有する者の広告
- (2) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で町内に事業所等を有する者の広告
- (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者の広告

(広告掲載の位置等)

第5条 広告を掲載する位置は、「すまいる」の発行の目的を妨げない位置とする。

2 広告の規格、枠数、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する政策推進課において、別に定めるものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(減免)

第7条 町長は、特に必要があると認める場合は、広告掲載料を減免することができる。

(掲載回数)

第8条 広告を掲載する回数は、同一年度内において最長6か月連続して掲載すること

ができる。ただし、掲載期間は更新できるものとする。

(広告掲載の申込)

第9条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、芽室町有料広告掲載申込書(第1号様式)を「すまいる」の発行月の前月15日までに町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 前条の規定に基づく申込書を受理したときは、あらかじめ有料広告掲載審査委員会の意見を求め、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査結果に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、芽室町有料広告掲載(非掲載)決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載しようとする広告の版下を提出するものとする。

(有料広告掲載審査委員会の設置)

第11条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の審査を行うため有料広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

(1) 前条第1項に規定する広告掲載の可否について、特に意見を求める場合。

(2) その他広告の掲載に関すること。

(委員会の組織)

第12条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、商工労政課長、政策推進課長、政策推進課広報広聴係長をもって組織する。

(会議等)

第13条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の議長は、委員長が行う。

3 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 委員会の庶務は、政策推進課広報広聴係が行う。

(広告主の責任)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、町税等を完納していなければならない。

3 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

4 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合は、許可を受けなければならない。

(広告掲載料の納入)

第15条 広告主は、広告掲載料を納付しなければならない。

2 前項の広告掲載料は、町長の指定する期日までに、町が発行する納入通知書により一括納入するものとする。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消、中止)

第 16 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取消又は中止することができる。

- (1) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (2) 虚偽の広告掲載をしたとき。
- (3) 第 3 条各号のいずれかに該当したとき。

2 前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し、芽室町有料広告掲載取消等通知書（第 3 号様式）を送付するものとする。

3 広告主は、諸事情により広告の掲載を取り消す場合は、芽室町有料広告掲載取消申出書（第 4 号様式）を「すまいる」の発行日の 10 日前までに町長に提出するものとする。

（広告掲載料の還付）

第 17 条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

（平成 17 年 10 月 11 日決定）

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 21 年 5 月 25 日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（平成 23 年 10 月 21 日）

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 24 年 4 月 12 日決定）

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（平成 27 年 3 月 19 日決定）

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。(令和元年9月27日決定)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月31日決定)

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

別表 (第6条関係)

区 分	金 額
指定ページ下1段2分の1(4.00 cm×8.00 cm)	1回につき 3,850 円
指定ページ下1段(4.00 cm×17.00 cm)	1回につき 7,700 円
指定ページ下2段(8.50 cm×17.00 cm)	1回につき 15,400 円
指定ページ下3段(13.00 cm×17.00 cm)	1回につき 23,100 円
指定ページ全6段(26.50 cm×17.00 cm)	1回につき 46,200 円

芽室町有料広告掲載申込書

年 月 日

芽室町長 あて

住所（所在地）
氏名（名称）
申込者 電話番号
FAX 番号
担当者氏名

芽室町総合情報誌「すまいる」有料広告掲載取扱要綱及び有料広告掲載仕様書を遵守の上、次のとおり申込みます。

なお、申込みに当たり、芽室町の町税等の納入状況を確認することについて同意します。

記

- 1 掲載希望月 年 月号～ 年 月号
- 2 掲載希望回数 回
- 3 掲載広告規格 4.00 cm× 8.00 cm（下1段2分の1）
 4.00 cm×17.00 cm（下1段）
 8.50 cm×17.00 cm（下2段）
 13.00 cm×17.00 cm（下3段）
 26.50 cm×17.00 cm（全6段）
- 4 掲載広告内容
（広告原稿添付）

（裏面に留意事項記載）

《申込上の留意事項》

- 1 掲載広告の内容は、「すまいる」の公共性を損なうおそれのないものとします。
- 2 次の各号に該当する広告は、掲載できません。
 - (1) 「すまいる」の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (5) 前号に掲げるもののほか「すまいる」に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの
- 3 広告掲載料は、掲載 1 回につき次のとおりとします。

(1) 下 1 段 2 分の 1 相当（縦 4.00 cm×横 8.00 cm）	3,780 円
(2) 下 1 段（縦 4.00 cm×横 17.00 cm）	7,560 円
(3) 下 2 段（縦 8.50 cm×横 17.00 cm）	15,120 円
(4) 下 3 段（縦 13.00 cm×横 17.00 cm）	22,680 円
(5) 全 6 段（縦 26.50 cm×横 17.00 cm）	45,360 円
- 4 掲載回数は、年度単位とし、連続しての掲載は、6 か月とする。ただし、掲載期間は、更新できるものとする。
- 5 広告掲載の申込みのできる者は、次のとおりとします。
 - (1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、町内に事業所等を有する者
 - (2) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で町内に事業所等を有する者並びに町内で活動している団体
 - (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者
- 6 広報掲載は、受付順としますが、掲載回数及び掲載月号は、広告主数などにより変更になる場合があります。
- 7 掲載する広告の版下は、広告主が作成してください。また、掲載する広告の割付等については、町が行います。
- 8 広告は、毎月 12 日（12 日が土・日・祝祭日のときは、その前日）に発行する「すまいる」に掲載されます。掲載月号の前月の 15 日までに申込書を持参の上、企画財政課までお申込みください。
- 9 広告の原稿は、希望する大きさの枠の中にあらかじめレイアウトをして提出されるようお願いします。ただし、指定文字（ロゴマーク）や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。
- 10 広告掲載料は、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により、一括納入することとします。
- 11 その他、別に定める基準のとおりとする。

●詳しいことは、政策推進課広報広聴係までお問い合わせください。

TEL 62-9721(内線 223) FAX 62-4599 E-メール k-kouhou@memuro.net

芽室町有料広告掲載（非掲載）決定通知書

年 月 日

様

芽室町長



年 月 日付で申込みのありました有料広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の区分

- 掲載する
 - 掲載しない
- (理由)

2 掲載期間

年 月号～ 年 月号

3 掲載回数

回

芽室町有料広告掲載取消等通知書

年 月 日

様

芽室町長



芽室町総合情報誌「すまいる」有料広告掲載取扱要綱第16条第2項の規定に基づき、次の理由により広告の掲載の取消（中止）をしますので通知します。

記

1 広告掲載の取消（中止）の理由

(1) 第16条第1項第1号

(2) 第16条第1項第2号

(3) 第16条第1項第3号

第4号様式（第16条関係）

芽室町有料広告掲載取消申出書

年 月 日

芽室町長 あて

住所（所在地）
氏名（名称）
申込者 電話番号
FAX 番号
担当者氏名

芽室町総合情報誌「すまいる」有料広告掲載取扱要綱第16条第3項の規定に基づき、次の理由により広告の掲載を取消したいので届け出いたします。

記

広告掲載の取消の理由
